

第5期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
（恵比寿ガーデンプレイス内）

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

株主総会に当日ご出席されない株主様

同封の議決権行使書用紙をご郵送いただくか、インターネットにより議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

2021年6月22日（火曜日）午後5時45分まで

定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



伊藤ハム

yonekyu

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々およびご関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

ここに第5期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）定時株主総会 招集ご通知をお届けいたします。

当期の期末配当につきましては、取締役会決議により、1株当たり21円を実施させていただきます。

2021年6月

代表取締役社長 宮下 功



株 主 各 位

東京都目黒区三田一丁目6番21号
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 宮 下 功



第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を尽くしますが、株主の皆様におかれましては、健康と安全、感染拡大防止の観点から、議決権行使書のご郵送やインターネットにより、事前に議決権を行使いただくことを強くご推奨申し上げます。

なお、株主総会当日は、インターネット上でのライブ中継を実施いたしますので、会場へのご来場を控えていただき、ライブ中継をご視聴くださることをご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時		2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場所		東京都目黒区三田一丁目13番2号 ザ・ガーデンホール（恵比寿ガーデンプレイス内） （ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項	報告事項 	①第5期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項 	②第5期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項		後記4頁から5頁「議決権行使のご案内」をご参照ください。

※定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトIR情報・株主総会ページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 会場はソーシャルディスタンスを確保するため、ご準備できる席数が例年よりも少なくなります。そのため、満席となった場合は、ご入場できないこともございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び、議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知添付書類（株主総会参考書類を含む）の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/>) においてその旨を掲載しますので、あらかじめご了承ください。
- 今後の新型コロナウイルス流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/>) に掲載しますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

第5期定時株主総会 ライブ中継のご案内

第5期定時株主総会の模様を、当社ウェブサイト上にてライブ中継いたします。

ライブ中継の視聴を希望される株主様は、当社ウェブサイトIR情報・株主総会ページの参加申し込みフォームよりお申込みください。

<お申込み受付：6月22日（火曜日）午後5時45分まで>

https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/sh_meeting.html

<ご注意事項>

- ・ライブ中継は会社法上の株主総会の会場ではございませんので、ご視聴のみとなっております、議決権の行使や、ご意見・ご質問は受け付けておりませんので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・お申し込みの方には、ライブ中継視聴用のURLを後日、メールにてご連絡いたします。
- ・万一、何らかの事情によりライブ中継を行わない場合は、当社ウェブサイトIR情報・株主総会ページにてお知らせいたします。

議決権行使のご案内



議決権は、株主様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考



郵送で議決権をご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時45分到着分まで



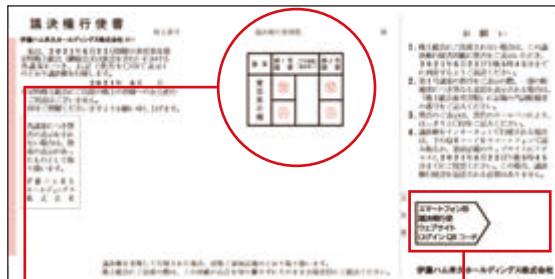
株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2021年6月23日（水曜日）
午前10時

会場 ザ・ガーデンホール
(恵比寿ガーデンプレイス内)
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



インターネットによる議決権行使に関する詳細は次頁をご覧ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

【第2号議案】

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。

インターネットで議決権をご行使される場合



議決権をインターネットによりご行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2021年6月22日（火曜日）午後5時45分まで

「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」のご利用にあたっては、同封のリフレットもご参照ください。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

●書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取り扱います。インターネットで複数回重複して議決権をご行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱います。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類



議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営と執行の分離推進によるガバナンスの強化、及び独立性・中立性のある社外取締役の比率引き上げによる取締役会での活発な議論の促進、外部知見・経験のさらなる活用を図るべく、取締役を3名減員し、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とする指名諮問委員会での審議を経ております。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席回数
1	再任	みやした 功 宮下 功 (満53歳)	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	再任	しばやま 育朗 柴山 育朗 (満65歳)	代表取締役副社長 グループ加工食品事業担当 品質保証担当	92.3% (12回/13回)
3	再任	いとう かつひろ 伊藤 勝弘 (満61歳)	取締役常務執行役員 コーポレート担当(経理財務・総務・人事) コンプライアンス担当	100% (13回/13回)
4	新任	わかき たかまさ 若木 孝優 (満52歳)	上席執行役員 グループ食肉事業担当	—
5	再任	いとう あや 伊藤 綾 (満48歳)	社外取締役 独立役員	100% (13回/13回)
6	新任	おおさか ゆきえ 大坂 祐希枝 (満65歳)	社外取締役 独立役員	—

- (注) 1. 各候補者の年齢、現在の当社における地位・担当は、本株主総会時のものであります。
2. 取締役会への出席回数は、2020年度に開催された取締役会への出席回数であります。

当社における取締役及び監査役の指名に関する方針は、13頁をご参照ください。
指名諮問委員会については、13頁をご参照ください。



株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

候補者番号

1

みやした
宮下

いさお
功

再任

1968年2月15日生（満53歳）



取締役在任期間
5年3カ月

取締役会への出席状況
100% (13/13)

所有する当社の株式
91,030株

取締役候補者とした理由

宮下功氏は、統合後の事業執行体制と組織体系の構築に取り組み、効率的及び機動的な経営を推進するなど、代表取締役社長として当社グループ全体を牽引してきた実績を有しております。

経営全般に関する高い見識を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1990年 4月 三菱商事(株) 入社
2002年 8月 フードリンク(株) 取締役
2003年 6月 (株)ジャパンファーム 取締役
2006年 5月 三菱商事(株) 食肉事業ユニット
2007年 5月 米久(株) 執行役員 経営企画室長
2008年 5月 同 取締役常務執行役員
2013年 5月 同 代表取締役社長
2016年 4月 当社 代表取締役社長（現任）
伊藤ハム(株) 取締役（現任）
米久(株) 取締役（現任）

候補者番号

2

しばやま
柴山

いくろう
育朗

再任

1956年1月20日生（満65歳）



取締役在任期間
5年3カ月

取締役会への出席状況
92.3% (12/13)

所有する当社の株式
55,642株

取締役候補者とした理由

柴山育朗氏は、当社グループの加工食品事業及び品質保証体制を強化してきた実績を有しております。

経営全般に関する高い見識を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1978年 4月 伊藤ハムデイリー(株) 入社
2002年 3月 同 東北工場製造部長
2009年 3月 伊藤ハム(株) 加工食品事業本部生産本部技術部長
2010年 4月 同 執行役員 加工食品事業本部生産本部長 購買・中央研究所担当
2010年 6月 同 取締役執行役員
2015年 3月 同 加工食品事業本部長
2015年 4月 同 取締役常務執行役員
2016年 4月 当社 代表取締役副社長（現任）
伊藤ハム(株) 代表取締役社長（現任）
米久(株) 取締役（現任）
2017年 3月 当社 CSR部・品質保証部担当
2018年 4月 同 品質保証担当（現任）
グループ生産事業・R&D担当
2021年 4月 同 グループ加工食品事業担当（現任）



候補者番号

3

いとう
伊藤かつひろ
勝弘

再任

1959年12月25日生（満61歳）

取締役在任期間
2年取締役会への出席状況
100% (13/13)所有する当社の株式
20,508株

取締役候補者とした理由

伊藤勝弘氏は、当社グループのコーポレート体制及びコンプライアンス体制を強化してきた実績を有しております。

経営全般や財務・会計に関する高い見識を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1982年 4月 三菱商事(株) 入社
 2008年 7月 同 コーポレート担当役員補佐（部門人事担当）
 2011年 4月 米国三菱商事会社 CFO
 2014年 4月 三菱商事(株) 執行役員 コーポレート担当役員補佐（総括）
 2016年 4月 同 経営企画部長
 2017年 4月 香港三菱商事会社社長
 2019年 4月 当社 常務執行役員
 同 コーポレート担当（経理財務・総務・人事）、
 コンプライアンス担当（現任）
 伊藤ハム(株) 専務取締役管理本部長（現任）
 2019年 6月 当社 取締役常務執行役員（現任）

候補者番号

4

わかき
若木たかまさ
孝優

新任

1968年8月15日生（満52歳）

取締役在任期間
—取締役会への出席状況
—所有する当社の株式
一株

取締役候補者とした理由

若木孝優氏は、食品業界及び海外勤務における豊富な経験と高い見識、食肉事業分野の専門性を活かし、取締役としての職務を通じて、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1992年 4月 三菱商事(株) 入社
 2011年10月 中糧肉食投資有限公司 副総経理
 2016年 4月 三菱商事(株) 畜産部長
 2020年 4月 同 食品産業グループCEO オフィス 事業投資担当
 2021年 4月 同 上席執行役員（現任）
 同 グループ食肉事業担当（現任）
 伊藤ハム(株) 常務取締役食肉事業本部長（現任）

候補者番号

5

いとう
伊藤

あや
綾

再任 社外取締役 独立役員

1973年5月24日生（満48歳）



取締役在任期間
3年

取締役会への出席状況
100% (13/13)

所有する当社の株式
一株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

伊藤綾氏は、これまでの職務及びサステナビリティ推進の専門家としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っております。

また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員として、各委員会に出席し、積極的に意見を述べております。

引き続きこれらの役割を果たすことで、当社グループの企業価値向上に寄与することができるかと判断し、取締役候補者としております。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

- 2000年10月 (株)リクルート 入社
- 2013年 6月 同 ブライダル事業本部 メディアプロデュース統括部シニアマネージャー
「ゼクシィ」統括編集長
- 2014年 4月 同 ブライダル事業本部 メディアプロデュース統括部 部長
- 2015年 4月 (株)リクルートホールディングス ダイバーシティ推進部 部長
- 2016年 4月 同 サステナビリティ推進室 室長
- 2018年 4月 同 サステナビリティ推進部（現サステナビリティトランスフォーメーション部） パートナー（現任）
- 2018年 6月 当社 社外取締役（現任）
- 2020年 5月 (株)イー・ウーマン 社外取締役（現任）



候補者番号

6

おおさか ゆきえ
大坂 祐希枝

新任 **社外取締役** **独立役員**
1956年3月15日生（満65歳）



取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式

一株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大坂祐希枝氏は、これまでの職務及びマーケティングコンサルタントとしての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験等を有しております。

その見識・豊富な経験等により、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っていただくことができると判断しております。

また、選任後は、指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員を務めていただく予定です。

これらの役割を果たすことで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、社外取締役候補者としたしました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1978年 4月 (株)日本短波放送（現(株)日経ラジオ社）入社

1994年 9月 東京メトロポリタンテレビジョン(株)

1997年 9月 日本衛星放送(株)（現(株)WOWOW）

2016年 5月 (株)明光ネットワークジャパン

2018年11月 同 取締役

2020年 6月 さくらインターネット(株) 社外取締役（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、伊藤綾氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。当社は、本株主総会において、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- また、当社は、本株主総会において、大坂祐希枝氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
3. 本株主総会において各候補者の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該補償契約の内容は、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償するものです。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。本株主総会において、取締役候補者の選任が承認された場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会の決議のうえ、これを更新する予定であります。

【独立役員】

伊藤綾氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、本株主総会において、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

また、大坂祐希枝氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たしており、本株主総会において、同氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準は、14頁をご参照ください。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役土屋昌樹氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とする指名諮問委員会での審議を経ております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位
新任 たかはし 高橋 しん (満60歳)	—

(注) 候補者の年齢は、本株主総会時のものであります。

当社における取締役及び監査役の指名に関する方針は、13頁をご参照ください。
指名諮問委員会については、13頁をご参照ください。

たかはし
高橋

しん
伸

新任

1960年7月25日生 (満60歳)



監査役在任期間

—

所有する当社の株式

12,000株

監査役候補者とした理由

高橋伸氏は、当社グループ経理財務部門の責任者としての職務や経歴で培われた財務・会計面での見識と豊富な経験等を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野での監査を通じて、当社グループの更なる発展に貢献するため、監査役候補者といたしました。

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1984年 4月 伊藤ハム(株) 入社
2011年 4月 同 管理本部 経理部長
2015年 3月 同 管理本部 経理部長
2015年 4月 同 執行役員
2016年 4月 当社 経理財務部長
2017年 4月 伊藤ハム(株) 執行役員 本社統括
2018年 4月 当社 理事
2020年 8月 同 顧問 (現任)



- (注) 1. 高橋伸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本株主総会において、高橋伸氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度といたします。
3. 本株主総会において、高橋伸氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該補償契約の内容は、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償するものです。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。本株主総会において、高橋伸氏の選任が承認された場合、同氏も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会の決議のうえ、これを更新する予定であります。

【ご参考】選任後の監査役会の構成(予定)

氏名		当社における地位	監査役 在任期間
現任	まつぎき 松崎 よしろう 義郎 (満62歳)	常勤監査役	1年
新任	たかはし 高橋 しん 伸 (満60歳)	常勤監査役	—
現任	いちかわ 市川 いちろう 一郎 (満63歳)	社外監査役 独立役員	2年
現任	うめばやし 梅林 けい 啓 (満54歳)	社外監査役 独立役員	1年

(注) 年齢は、本株主総会時のものであります。

<ご参考>

取締役及び監査役の指名に関する方針

1. 取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

(1) 指名基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 積極的に自らの意見を申し述べる事が出来、強いリーダーシップを兼ね備えていること。
- ⑤ 会社法が定める取締役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

(2) 指名手続

指名諮問委員会において、指名基準及び取締役会の最適構成指針に基づき、その候補者の妥当性について十分に審議した後、取締役会で決議する。

2. 監査役の選任基準・手続

(1) 選任基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。（財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者が含まれていることが望ましい。）
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 公正不偏の態度を保持しつつ自らの意見を申し述べる事が出来ること。
- ⑤ 会社法が定める監査役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

(2) 選任手続

- ① 監査役の選任は、株主総会の決議によるものとし、その候補者は、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において選任・決議する。
- ② 監査役候補者の選任にあたっては、指名諮問委員会において、選任基準に基づきその候補者の妥当性について十分に協議した後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議する。

指名諮問委員会

当社は、取締役、監査役、執行役員候補者決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は3名の委員（うち独立社外取締役2名）で構成され、取締役会の諮問機関として、以下の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っております。

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する事項
- (2) 当社グループの取締役、監査役、執行役員の選任及び解任に関する基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止に関する事項
- (3) その他、取締役候補者、監査役候補者の選任及び取締役、監査役の解任に関して指名諮問委員会が必要と認めた事項



<ご参考>

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」といいます。）の独立性を客観的に判断するため、次のとおり社外役員の独立性基準を定めております。

<社外役員の独立性基準>

当社において合理的な範囲で調査を行った結果、次の各項のいずれにも該当していないと判断される場合に、独立性を有するものと判断する。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」と記載）の業務執行者 1
- ② 当社グループを主要な取引先とする者 2 もしくはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先 3 もしくはその業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 4 を得ているコンサルタント、公認会計士・税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑧ 当社グループから多額の寄付又は助成 5 を受けている者又は法人・組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループの業務執行者のうちの重要な者 6 の配偶者、二親等内の親族、同居親族又は生計を共にする者
- ⑩ 当社グループとの間で、役員の相互就任 7 の関係にある会社の出身者（就任時現在から直近10年間に於いて在籍したことがある者）

注

1. 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人、持分会社の業務を執行する社員、又は会社以外の法人・団体の業務を執行する者もしくは使用人（従業員等）をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループから受ける支払い額が、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を超える者をいう。
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループに対する支払い額が、当社グループの直近事業年度における連結売上高の2%を超える者をいう。
4. 「多額の金銭その他の財産」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合はその者の連結売上高又は総収入の2%を超えることをいう。
5. 「多額の寄付又は助成」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%の何れか大きい額を超えることをいう。
6. 「業務執行者のうちの重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。
7. 「役員の相互就任」とは、当社グループの出身者（就任時現在から直近10年間に於いて当社グループに在籍し、又は在籍したことがある者）が現在の役員又は執行役員をつとめている会社から、当社に役員又は執行役員として迎え入れることをいう。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

■ 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が制限される厳しい状況が続きました。先行きについても、感染が再拡大して収束時期が見通せない中、不透明な状況が続くと見込まれます。

当業界におきましては、新しい生活様式に基づく消費行動の変化が生じており、新たな事業環境への適応が求められています。当社グループでは、食品メーカーとしての供給責任を果たすべく、従業員の安全確保や事業継続に向けた感染症対策を徹底するとともに、市場の変化の兆しを的確に捉えて迅速に対応できる体制を整え、事業活動を行っております。

このような状況において、当社グループは、2021年度より3年間を対象期間とする「中期経営計画2023」を策定いたしました。「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」をグループ理念に、また「フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」をビジョンとして掲げ、「既成概念の打破」と「強みの再認識」による更なる成長と飛躍を意識し、「経営基盤の強化」「収益基盤の強化」「新規事業・市場への取り組み」「サステナビリティへの取り組み」を実行し、競争力と成長力を高めてまいります。また、定量指標としては、投下資本利益率（ROIC）を重視し、対象期間中に6.8%まで向上させていくことを目指します。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、前期に比べて97億74百万円減少し、8,426億75百万円（前期比1.1%減）となりましたが、営業利益は、前期に比べて67億51百万円増加し、240億18百万円（前期比39.1%増）となりました。また、経常利益は、前期に比べて74億65百万円増加し、270億円（前期比38.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて87億64百万円増加し、202億4百万円（前期比76.6%増）となりました。

売上高	営業利益
8,426億 75百万円	240億 18百万円
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
270億 0百万円	202億 4百万円

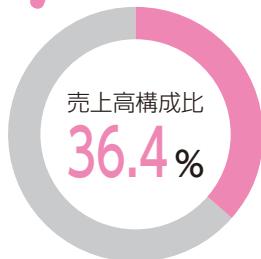
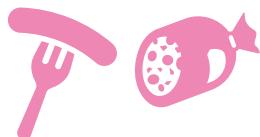
事業別の概況



加工食品事業

主要な事業内容

ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造及び販売



売上高 3,070 億円 前期比 2.3%増

営業利益 123 億円 前期比 84.2%増

- ハム・ソーセージについては、テレビコマーシャルの投入や消費者キャンペーンの実施により、「The GRAND アルトバイエルン」「朝のフレッシュシリーズ」「ポークピッツ」「御殿場高原あらびきポーク」「原形ベーコンシリーズ」等、主力商品の拡販に努め、家庭用商品の販売は増加したが、外食向けの業務用商品の販売減少の影響もあり、売上高は微減した。
- 調理加工食品については、「ラ・ピッツァ」「ピザガーデン」などのピザ類が堅調に推移したことに加え、「サラダチキン」「レンジでごちそうシリーズ」「旨包ボリュームリッチハンバーグ」等の消費者の簡便志向・健康志向に対応した商品が伸長したことから、販売数量、売上高ともに増加した。
- ギフトについては、「伝承」シリーズを中心に拡販に努めたが、市場全体が縮小する中、調理品ギフトは伸長したものの、ギフト全体では販売数量、売上高ともに前年を下回った。

食肉事業

主要な事業内容

食肉の処理加工及び販売



売上高 5,315 億円 前期比 3.0%減

営業利益 134 億円 前期比 19.1%増

- 国内事業については、家庭内での食事機会の増加による内食需要の高まりを受けて量販店向けの販売が好調に推移したが、新型コロナウイルス感染症拡大による海外調達先の稼働率低下と外食向けの需要減退の影響により、売上高は減少した。一方、在庫の適正化による採算管理を徹底し、利益率の改善を進めたことから、利益は前年を上回った。
- 海外事業については、アンズコフーズ社は、ニュージーランド政府の新型コロナウイルス対策による工場の一時稼働停止等の影響を受けて売上高は減少したが、採算重視の販売と経費削減に努めた結果、利益は前年を上回った。

(2) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において115億80百万円の設備投資を実施いたしました。

その内訳としましては、加工食品事業で61億82百万円、食肉事業で43億1百万円、その他で10億95百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度より3カ年を対象期間とする「中期経営計画2023」をスタートさせました。本計画では、『「既成概念の打破」と「強みの再認識」による更なる成長・飛躍』を基本指針とし、「経営基盤の強化」「収益基盤の強化」「新規事業・市場への取り組み」「サステナビリティへの取り組み」を主要テーマに設定しました。これらの着実な実行によって、競争力と成長力を高めながら企業価値の向上を図り、持続的に成長する食品リーディングカンパニーを目指します。

具体的にはテーマごとに以下の課題を設定し、経営を進めてまいります。

「経営基盤の強化」

効率的で競争力のある事業執行体制と組織体系を構築することで、統合効果を最大化する

- ・組織再編によるグループ戦略の一体化
- ・各事業会社の制度統合
- ・デジタル戦略の推進

「収益基盤の強化」

コスト競争力の強化と商品・サービスの価値向上を図ることで、グループの市場競争力を高める

- ・コスト低減に向けた取り組み
- ・商品付加価値の向上
- ・事業規模拡大



「新規事業・市場への取り組み」

今後成長が見込める領域へ人材・資金等の経営資源を再配分することで、グループの成長力を高める

- ・事業領域の拡大
- ・生産地域・販売市場の拡大

「サステナビリティへの取り組み」

社会や環境価値に対応した取り組みを進め、社会の一員として責務を果たすことで、グループ価値の向上と持続的な成長につなげる

- ・サステナビリティ推進体制の強化
- ・社会貢献活動、労働環境整備
- ・環境に配慮した取り組み

当社グループを取り巻く事業リスクとしては、穀物価格の上昇や新興国の堅調な食肉需要による市況の高止まり、家畜伝染病の蔓延などがあげられますが、「当たり前のことを当たり前でやり切る」をスローガンに、これらのリスクに対して適切に対応し、設定した課題に対する各種施策を着実に実行することによって、業績の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行等による事業環境の変化にも柔軟に対応し、引き続き当社グループが取り扱う食肉加工品や食肉等を中心とした安全・安心な食品を安定的に供給する責務を果たし、グループ理念を実現してまいります。

(5) 財産及び損益の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第2期 (2018年3月期)	第3期 (2019年3月期)	第4期 (2020年3月期)	第5期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	831,865	850,721	852,450	842,675
経常利益 (百万円)	24,423	15,679	19,534	27,000
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,784	10,588	11,439	20,204
1株当たり当期純利益 (円)	53.22	35.82	38.72	68.61
総資産 (百万円)	376,204	393,392	389,426	394,086
純資産 (百万円)	219,861	224,074	229,178	247,648
1株当たり純資産額 (円)	739.77	754.14	773.26	843.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第3期より適用しており、第2期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第2期 (2018年3月期)	第3期 (2019年3月期)	第4期 (2020年3月期)	第5期 (当事業年度) (2021年3月期)
営業収益 (百万円)	12,065	9,059	17,411	13,738
経常利益 (百万円)	8,771	5,690	13,979	10,202
当期純利益 (百万円)	8,764	5,489	13,809	10,282
1株当たり当期純利益 (円)	29.55	18.57	46.74	34.92
総資産 (百万円)	192,960	203,597	212,053	225,231
純資産 (百万円)	180,511	180,805	189,106	193,021
1株当たり純資産額 (円)	609.96	611.62	641.55	658.91

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第3期より適用しており、第2期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
伊藤ハム株式会社	28,427	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉等の販売
米久株式会社	8,634	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉の処理加工及び販売
米久デリカフーズ株式会社	430	100.0	調理加工食品等の製造
伊藤ハムデイリー株式会社	400	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉等の販売
米久かがやき株式会社	250	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造
伊藤ハムフードソリューション株式会社	100	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品及び食肉等の販売
伊藤ハムウエスト株式会社	90	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売並びに食肉等の販売
伊藤ハム販売株式会社	90	100.0	ハム・ソーセージ、調理加工食品及び食肉等の販売
米久おいしい鶏株式会社	290	100.0	鶏肉の生産・加工・販売
サンキョーミート株式会社	230	100.0	食肉の加工及び豚肉加工品の製造
伊藤ハムミート販売東株式会社	90	100.0	食肉等の販売
伊藤ハムミート販売西株式会社	90	100.0	食肉等の販売
ANZCO FOODS LTD.	千NZ\$ 59,364	100.0	食肉及び食肉加工品の製造・販売

- (注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。
 2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社13社を含み50社、持分法適用会社は11社であります。
 3. 子会社はすべて連結されております。また、当連結会計年度において、新規設立により1社増加し、清算により8社減少しております。

③当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
伊藤ハム株式会社	兵庫県神戸市灘区備後町三丁目2番1号	97,052	225,231
米久株式会社	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地	69,820	

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
加工食品	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造及び販売
食肉	食肉の処理加工及び販売

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社事務所	東京都目黒区三田一丁目6番21号

② 子会社

名称	所在地
伊藤ハム株式会社	本社事務所 兵庫県西宮市
	東京事務所 東京都目黒区
	工場 西宮工場 (西宮市)、東京工場 (柏市)、豊橋工場 (豊橋市) 取手工場 (取手市)、神戸工場 (神戸市)、六甲工場 (神戸市)
米久株式会社	本社事務所 静岡県沼津市
	工場 ケンコー工場 (三島市)、富士工場 (静岡県駿東郡)



(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業部門の名称	従業員数	前事業年度末比増減
加工食品事業	4,874名	210名減
食肉事業	2,650名	172名増
その他の	516名	56名増
全社共通ほか	273名	32名減
合計	8,313名	14名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでおります）であります。
2. 従業員数には、臨時雇用者数（パートタイマー等）の年間の平均人員9,206名は含んでおりません。
3. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、当社及び複数セグメントを持つ子会社の管理部門に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	24,905百万円

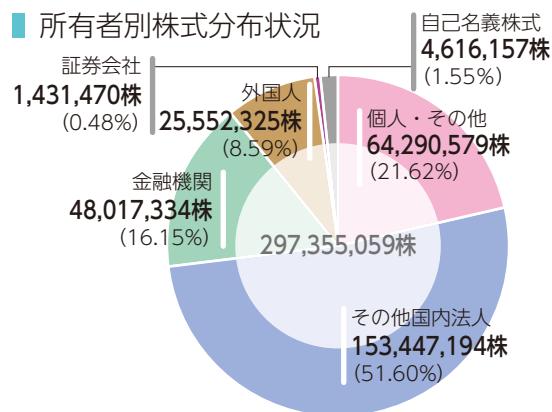
2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数 297,355,059株

(3) 株主数 52,793名

(4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 千株	持株比率 %
三菱商事株式会社	115,779	39.55
株式会社日本カストディ銀行	17,396	5.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,921	4.75
公益財団法人伊藤記念財団	12,000	4.09
エス企画株式会社	10,279	3.51
公益財団法人伊藤文化財団	6,200	2.11
株式会社三井住友銀行	4,803	1.64
株式会社みずほ銀行	3,152	1.07
株式会社三菱UFJ銀行	3,151	1.07
日本生命保険相互会社	2,749	0.93

(注) 1. 当社は、自己株式4,616千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 当社として実質所有を確認できた株式会社日本カストディ銀行及び株式会社みずほ銀行の持株数については、合算 (名寄せ) して記載しておりますが、その他については、株主名簿の記載どおりに記載しております。



(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	74,387 株	6名
社 外 取 締 役	－株	－名
監 査 役	－株	－名

(注) 当社が当事業年度中に交付した株式報酬の内容につきましては、「4.(2) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (2021年3月31日現在)

I. 2010年度～2015年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 27,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,000円 (1株当たり1円)
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社 (伊藤ハム株式会社及び米久株式会社) の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社 (伊藤ハム株式会社及び米久株式会社) の執行役員 (取締役を兼務するものを含まない) のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外除く)	2010年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2040年8月2日まで
	2011年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2041年8月1日まで
	2012年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2042年8月6日まで
	2013年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2043年8月7日まで
	2014年度	4個	4,000株	1人	2016年4月1日から 2044年8月4日まで
	2015年度	7個	7,000株	1人	2016年4月1日から 2045年8月3日まで

(注) 2016年1月26日開催の伊藤ハム(株)の臨時株主総会及び米久(株)の臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に伊藤ハム(株)が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。



II. 2016年度～2017年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 99,000株（新株予約権1個につき100株）
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり1円）
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社及び米久株式会社）の執行役員（取締役に兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外除く)	2016年度	400個	40,000株	4人	2016年8月9日から 2046年8月8日まで
	2017年度	590個	59,000株	5人	2017年8月8日から 2047年8月7日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	小川 広通	会長 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
代表取締役	宮下 功	社長 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
代表取締役	柴山 育朗	副社長 品質保証担当、グループ生産事業・R&D担当 伊藤ハム(株) 代表取締役社長 米久(株) 取締役
取締役	堀内 朗久	常務執行役員 米久(株) 代表取締役社長
取締役	伊藤 勝弘	常務執行役員 コーポレート担当(経理財務・総務・人事)、 コンプライアンス担当 伊藤ハム(株) 専務取締役
取締役	米田 雅行	執行役員 伊藤ハム(株) 常務取締役
取締役	小山 剛	執行役員(社長室長 兼) 経営企画室長 グループ海外加工食品 事業担当 兼) ABC事業推進室長
取締役	市毛 由美子	弁護士 のぞみ総合法律事務所 パートナー (株)スシローグローバルホールディングス 社外取締役 アスクール(株) 社外取締役
取締役	伊藤 綾	(株)リクルートホールディングス サステナビリティ推進グループ (現 サステナビリティトランスフォーメーション部) パートナー (株)イー・ウーマン 社外取締役
常勤監査役	土屋 昌樹	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
常勤監査役	松崎 義郎	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
監査役	市川 一郎	公認会計士・税理士 SWEAT CAPITAL(株) 代表取締役 (株)ユニメディア 社外監査役 (株)インフォバングループ本社 社外監査役
監査役	梅林 啓	弁護士 西村あさひ法律事務所 パートナー 慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師



- (注) 1. 取締役のうち、市毛由美子氏及び伊藤綾氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、市川一郎氏及び梅林啓氏は、社外監査役であります。
3. 監査役市川一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役市毛由美子氏及び伊藤綾氏並びに社外監査役市川一郎氏及び梅林啓氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬制度に関する基本方針

経営ビジョン「フェアスピリットと変革への挑戦を大切に、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」実現に寄与する制度とするため、役員報酬制度に関する基本方針を次のとおり決定しています。

1. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーとの価値共有を図り、持続的な業績拡大・企業価値向上への健全なインセンティブとして機能するものとする。
2. 優秀な人材を登用・維持するため、当社の事業領域、事業規模に応じた適正な報酬水準、役位ごとの責任、役割及び成果に応える報酬体系とする。
3. ステークホルダーに対する説明責任を果たせるよう、客観性・合理性を担保する適切なプロセスを経て決定する。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

上記の基本方針を踏まえ、常勤取締役の報酬は、基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬（譲渡制限付株式）により構成しております。また、基本報酬と業績連動報酬、株式報酬の報酬構成割合および役位ごとの基準総報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで設定しており、基準総報酬における支給割合は「基本報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の比率を概ね60：25：15としています。なお、社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場からの経営の監督・助言という主たる役割から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしております。

報酬額については、その総額の限度額を株主総会の決議により下記（株主総会における決議内容）に記載のとおり決定しておりますが、報酬構成割合や個別の報酬水準とその算定・支給方法等を含めた役員報酬制度全般については、独立性を有する社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しております。

短期インセンティブとしての業績連動報酬は、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、連結経常利益を業績指標としており、取締役会長及び代表取締役2名（社長・副社長）は全社業績（連結経常利益）のみで決定されます。その他の常勤取締役は全社業績（連結経常利益）と個人業績評価で決定され、業績連動報酬の20%が個人業績評価分の基準割合となります。個人業績評価の決定権限は、全社業績を踏まえて各役員の業績評価を行うには最も適任である社長の宮下功に委任していますが、その公平性・透明性を担保するため、評価結果を報酬諮問委員会に報告し、その妥当性を確認しております。

なお、連結経常利益により決定される業績連動報酬は、業績連動賞与として支給され、下記（業績連動賞与算定式）に記載のとおり、連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとしております。また、個人業績評価を加味した業績連動報酬は、2020年度業績に基づく決定額までは、当該報酬の1/12額を翌期の基本報酬に加算し、月額固定報酬として支給していますが、2021年度業績に基づく決定額は、業績加算賞与として賞与支給に変更、業績連動賞与とあわせて業績連動報酬は全て賞与支給に統一します。なお、当連結会計年度については、連結経常利益27,000百万円で支給額を算定します。

中長期インセンティブとしての株式報酬については、2018年度より株主と一層の価値意識を共有するとともに、企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その内容については下記（譲渡制限付株式報酬制度の概要）に記載のとおりです。

なお、当連結会計年度に係る取締役の個人別報酬の内容は、報酬諮問委員会にて役員報酬制度に関する基本方針との整合性を含めて多面的に検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

監査役報酬については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしております。

（株主総会における決議内容）

- ・ 2017年6月27日第1期定時株主総会
 - a. 取締役報酬年額を4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）とする。
 - ※取締役の員数は、定款により15名以内と定めておりますが、当該株主総会終結時点は9名（社外取締役は2名）です。
 - ※取締役の報酬額には使用人兼務の使用人分給与は含みません。
 - b. 監査役報酬総額年額を7千万円以内とする。
 - ※監査役の員数は、定款により5名以内と定めておりますが、当該株主総会終結時点は3名（社外監査役は2名）です。
- ・ 2018年6月26日第2期定時株主総会
 - a. 2017年6月27日第1期定時株主総会決議の取締役報酬年額4億円以内とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権年額を8千万円以内（割り



当てる譲渡制限付株式数としては、10万株以内)とする。

※対象となる取締役の員数は、当該株主総会終結時点は9名（社外取締役は2名）です。

(業績連動賞与算定方式)

算定式：連結経常利益×0.01%×役位別乗率

[役位別乗率]

役位	乗率
会長	6.440
社長	8.200
副社長	6.440
専務執行役員	3.872
常務執行役員	3.232
執行役員	2.592

<留意事項>

- ・支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に記載される業務執行役員である取締役です。なお、社外取締役及び監査役は含みません。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は有価証券報告書を基礎とした連結経常利益とします。なお、連結経常利益が300億円以上の場合は、300億円として算定し、連結経常利益が50億円未満の場合は、支給しません。
- ・支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定した額」は1.5億円を限度とします。

(譲渡制限付株式報酬制度の概要)

- ・各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数等：
上記（株主総会における決議内容）2018年6月26日第2期定時株主総会aをご参照ください。
- ・譲渡制限期間：30年間
- ・譲渡制限の内容：
割り当てを受けた対象取締役（以下「割当対象者」といいます。）は、譲渡制限期間において、割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。
- ・譲渡制限の解除：
当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲

渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

・譲渡制限付株式の無償譲渡：

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」といいます。）において上記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		月額固定報酬	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	311 (14)	174 (14)	88 (一)	48 (一)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	58 (16)	58 (16)	— (一)	— (一)	6 (4)
合計 (うち社外役員)	369 (30)	232 (30)	88 (一)	48 (一)	15 (6)

- (注) 1. 上表は、2020年6月23日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 業績連動報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しております。
 4. 株式報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しております。
 また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。



(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役市毛由美子氏は、のぞみ総合法律事務所パートナー、(株)スシログローバルホールディングスの社外取締役及びアスフル(株)の社外取締役であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役伊藤綾氏は、(株)リクルートホールディングス サステナビリティ推進グループ (現サステナビリティトランスフォーメーション部) パートナー及び(株)イー・ウーマンの社外取締役であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役市川一郎氏は、SWEAT CAPITAL(株)の代表取締役、(株)ユニメディアの社外監査役及び(株)インフォバングループ本社の社外監査役であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役梅林啓氏は、西村あさひ法律事務所パートナー及び慶應義塾大学法科大学院非常勤講師であります。当社グループと各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

		取締役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	活動状況及び社外取締役期待される役割に 対して行った職務の概要
社 外 取 締 役	市毛由美子	13回/13回 (100%)	—	取締役会では、弁護士や上場企業の役員としての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っております。特にグループガバナンス、情報システム分野について、取締役会の適切な監督を促す活動を行っております。 指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員として、これらの委員会に全て出席し、客観的・中立的な立場で、役員候補者の選定、役員報酬制度の妥当性及び取締役会実効性評価などの審議において、発言・提言を積極的に行っております。
	伊藤綾	13回/13回 (100%)	—	取締役会では、これまでの職歴やサステナビリティ推進の専門家としての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っております。 特にSDGs、マーケティング分野について、取締役会の適切な監督を促す活動を行っております。 指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員として、これらの委員会に全て出席し、客観的・中立的な立場で、役員候補者の選定、役員報酬制度の妥当性及び取締役会実効性評価などの審議において、発言・提言を積極的に行っております。
社 外 監 査 役	市川一郎	13回/13回 (100%)	11回/11回 (100%)	取締役会では、公認会計士としての財務・会計面での専門知識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。 監査役会では、常勤監査役等から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役及び取締役と面談・意見交換、またグループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。
	梅林啓	10回/10回 (100%)	9回/9回 (100%)	取締役会では、弁護士としての見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。 監査役会では、常勤監査役等から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役及び取締役と面談・意見交換、またグループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っております。

(注) 梅林啓氏の出席状況については、2020年6月23日の就任以降に開催された取締役会・監査役会を対象としております。



5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

29百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

97百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であることを確認し、会計監査人の報酬等の額が妥当であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるリファード業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会が会計監査人の職務遂行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出する方針です。



(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①内部統制システム基本方針

取締役会において決議した内部統制システム基本方針は、次のとおりです。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、グループ理念、ビジョン及び行動指針のもと、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備・運用する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、当社グループのコンプライアンスを具体化したコンプライアンス行動基準を掲げ、教育・研修等を通じて周知し、コンプライアンスの徹底を図る。
 - (2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会及び法務・コンプライアンス部を設置し、当社グループのコンプライアンス全般の管理・監督を行うとともに、問題の未然防止や疑義のある事案の是正及び再発防止策を検討・指導・実施する。
 - (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する内部通報制度として社内相談窓口、社外相談窓口を設け、内部通報規程により、適切な運用を行う。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢に徹し、一切関係を持たない。反社会的勢力対応マニュアルにて、経営活動への関与や被害を防止するための基本方針を定める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を整備・運用する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループは、事業活動にかかわるリスクを認識し、社会から長期的信頼・信用を持続的に確保するためのリスク管理を徹底する。ここでいうリスクとは、重大な事件、事故、災害等に起因する問題の発生及び社会情勢等外的要因の変化により企業経営又は事業活動が重大な損失を被るか、社会一般に影響を及ぼしかねないと予測される事態をいう。
 - (2) 当社グループは、危機管理室を設置し、大規模な事故、災害等による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業活動継続に深刻な支障をきたすリスクに対応する体制を整備・運用する。

- (3) 当社グループは、危機管理規程に基づき、危機管理体制を整備・運用する。また、当社グループの緊急事態には、危機管理委員会を設置し、支障・損害とその影響の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの経営方針、経営計画及び経営戦略と目標策定にかかわる業務執行決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催する。
- (2) 当社は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、取締役（社外を除く。）を主要構成員とするグループ経営会議を設置し、当社グループの経営戦略及び重要事案に関する報告・審議・討議を行う。
- (3) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員間の職務分掌を明確化する。執行役員は、当社グループ各領域において職務を執行し、その執行状況を取締役に報告する。
- (4) 当社は、独立社外取締役を複数名選任することで、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、内部統制システムについて、適切に整備・運用する。
- (2) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかわる内部統制システムについて、適切に整備・運用する。
- (3) 監査室は、当社グループ各部門の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、被監査部門への指摘及び改善・是正の指導を行う。監査結果と指摘、指導事項は、速やかに代表取締役、取締役、監査役に報告する。
- (4) 当社は、子会社各社における業務の適正を確保するため、子会社の管理規程を定める。子会社は、この定めに従い、重要事項等の当社への事前承認及び報告が行われる体制を整備・運用する。
- (5) 当社は、当社の役員を子会社に取締役又は監査役として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。

6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社は、子会社各社を管掌する部門を定め、管掌部門と子会社間において、重要事項等に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達が行われる体制を整備・運用する。



7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
 - (1) 当社は、監査役との協議に基づき、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を任命する。
 - (2) 当社は、監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定には、監査役の同意を得なければならない。
 - (3) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり、取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けない。
8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく当社の監査役に報告する。また、監査役から情報の提供を求められた場合、これに応じる。
 - (2) 監査室は、当社グループの内部監査結果を監査役に報告する。
また、法務・コンプライアンス部は、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案を監査役に報告する。
 - (3) 当社グループは、当社の監査役に対して上記各号の報告をした者について、希望により匿名性を確保するとともに、報告者に対し不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 当社は、監査役が弁護士、公認会計士その他専門家に助言を求める費用を負担する。また、監査役からの請求により、職務執行について生ずる費用の前払又は償還に応じる。
 - (5) 当社は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議への監査役の出席を確保する。また、監査役が取締役、会計監査人と定期的に会社経営に関する意見交換を行う機会を確保する。

②内部統制システム基本方針の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システム基本方針の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの役員をはじめ全従業員のコンプライアンスに対するさらなる意識向上、並びに実践の企業風土を徹底浸透させるとともに、コンプライアンス体制の強化・拡充を図っております。

当社グループのグループ理念、ビジョン及び行動指針に基づき、コンプライアンス行動基準を掲げており、これらの内容を整理した冊子「企業倫理規範」を役員・従業員に配布し、周知を図っております。

また、コンプライアンスデーを設け、経営層よりコンプライアンスメッセージを発信しております。

- (2) 当社は、コンプライアンス担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの食品安全、コンプライアンス、リーガルリスクに係る管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価することを通じて、当社グループの内部統制機能を強化しております。同委員会は、必要に応じて、取締役会等に対して改善を求めることができるものとしております。また、グループ会社にコンプライアンスに係る会議体を設け、コンプライアンスに関する課題・問題を共有しながら、取組みの水平展開を図っております。

- (3) 法務・コンプライアンス部は、当社グループの従業員に対しコンプライアンス講習を行うなど、コンプライアンス推進の活動を行っております。また、コンプライアンスの浸透度合い・実践状況を把握するためコンプライアンス浸透度調査を実施しております。なお、活動状況、調査結果は、コンプライアンス委員会、経営層及び監査役等に報告し、当社グループの従業員に対しては、コンプライアンス担当役員よりメッセージを発信しております。

- (4) 当社は、グループ会社従業員を対象とした「相談窓口」を社内及び社外に設け、コンプライアンスを最優先とした経営の強化を図っております。相談窓口の連絡先は、「企業倫理規範」の冊子、コンプライアンスカード、社内ポータルサイト及びコンプライアンス講習等で案内しております。相談内容及びその対応状況については、通報者のプライバシーに配慮したうえで、コンプライアンス委員会、取締役、執行役員及び監査役に報告しております。また、内部通報規程において、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取扱いを行わないことを規定しております。



- (5) 当社は、反社会的勢力マニュアルにて、反社会的勢力による当社グループの経営活動への関与や被害を防止するための基本方針、具体的な対応方法を定め、運用しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループは、文書管理に関する規程により、法令等に基づく文書保存期間を設定し、適切に保存・管理しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 経営企画室、コーポレート部門等は、当社グループの事業運営に想定されるリスクの把握・分析を行い、取締役会に対して必要な報告をしております。
- (2) 経営企画室、監査室及び危機管理室は、密接に連携することでリスク顕在化の未然防止、発生時の迅速な対応と損害のミニマイズにあたるとともに、リスクマネジメントにおける知見の蓄積を担っております。
- (3) 当社グループは、大規模な事故、災害等による従業員の生命の安全及び事業継続に深刻な支障をきたすおそれのある事象が発生した場合、危機管理委員会を設置し、情報の収集・分析、及び損害の発生または損害拡大の防止のために必要かつ適切な対応を行います。
- 2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大対策として危機管理委員会を設置しました。危機管理委員会では、従業員の感染予防、感染拡大防止、及び商品の安定供給の責務を全うするため、政府、地方自治体の対応方針を踏まえて、適時適切に当社グループの対応方針、ガイドライン等を策定、実施しました。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しております。取締役会では経営上の重要な事項に関する意思決定や方針決定及び業務執行状況の監督を行っております。
- (2) グループ経営会議は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、社外取締役を除く取締役、常勤監査役、社長室長その他グループ経営会議の議長が指名する者から構成されております。

- (3) 執行役員は、当社グループにおける各担当職域にて職務を執行しており、当社の取締役会等において職務執行状況を定期的に報告しております。
- (4) 独立社外取締役は、取締役会事務局等より取締役会の各議案について、事前ブリーフィングを受けてから取締役会に出席しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、本基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。
- (2) 監査室は、内部統制システムの運用状況について、内部監査規程、年間監査計画等に基づき、グループ会社を含めた事業部門の業務監査を主目的とする内部監査を実施しており、また、必要に応じて追加的な目的監査を行っております。
- (3) 子会社各社は、それぞれの決裁権限規程等にて、当社の承認を要する事項・当社への報告を要する事項の基準を定めております。
子会社各社は、この基準に基づき業務の執行、または当社への報告を行っております。
- (4) 当社は、当社役員を事業会社に派遣しており、当該役員は、事業会社の取締役会や事業会社グループの重要な会議に出席し、業務執行の監督または監査を行っております。

6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社は、子会社各社の管掌部門を定めております。

管掌部門から使用人等を子会社各社に取締役として派遣し、取締役会や重要な会議で職務執行の報告を受けております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助するため、また監査役会事務局として、監査役スタッフ1名を配置しております。同スタッフの任命については、監査役会の同意を得たうえで行っております。また、監査役スタッフの人事評価に関しては、取締役からの独立性を確保しております。



8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、定期的に当社使用人や事業会社の監査役を監査役会に出席させ、報告を受けて内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (2) 監査室は、内部監査の結果及び指摘・改善事項を監査役に報告しております。
法務・コンプライアンス部は、その活動状況、社内・社外相談窓口への相談内容及びその対応状況等を監査役に報告しております。
- (3) 事業会社常勤監査役とグループ会社監査役をメンバーとする「グループ会社監査役連絡会」を開催し、監査役のレベル向上を図るとともに、情報共有、意見交換を行っております。
- (4) 常勤監査役は、取締役会・グループ経営会議等の重要な会議に出席し、重要事項の意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っております。
社外監査役は、取締役会に出席し、それぞれの見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
監査役会は、社外取締役を交え、取締役との面談会を開催しております。
また、会計監査人と定期的に報告会・意見交換会を開催し、連携強化を図っております。
その他、常勤監査役は、取締役、執行役員と面談を適宜行い、情報共有、課題聴取、意見交換を行っております。
- (5) 監査役は、取締役会事務局等より取締役会の各議案について、事前ブリーフィングを受けてから取締役会に出席しております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、配当につきましては、連結業績、財務状況並びに将来の事業展開等を総合的に判断し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

上記の方針に基づき、2021年3月期の期末配当につきましては、取締役会決議により、前期から4円増配し、1株当たり21円の配当を実施させていただきます。

また、本年度からスタートした『中期経営計画2023』において、財務健全性と資本効率性を勘案した株主還元策を行い、株主価値の最大化を図るため、配当性向については、30～50%の範囲で、40%を目途に安定的に増配することを目指しており、2022年3月期の期末配当につきましては、2021年3月期から1円増配し、1株当たり22円を見込んでおります。

なお、自己株式の取得につきましては、経営環境に応じて機動的な実施を検討することを基本方針としております。

■ 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		842,675
売上原価		702,695
売上総利益		139,979
販売費及び一般管理費		115,961
営業利益		24,018
営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	328	
受取賃貸料	423	
受取保険金	214	
助成金収入	1,244	
持分法による投資利益	1,040	
その他	573	
		3,882
営業外費用		
支払利息	360	
不動産賃貸費用	143	
その他	395	
		900
経常利益		27,000
特別利益		
固定資産売却益	476	
投資有価証券売却益	10	
受取保険金	3,003	
		3,490
特別損失		
固定資産除却損	587	
投資有価証券売却損	475	
減損損失	165	
子会社整理損失	139	
その他	8	
		1,377
税金等調整前当期純利益		29,113
法人税、住民税及び事業税	8,367	
法人税等調整額	451	
当期純利益		20,294
非支配株主に帰属する当期純利益		89
親会社株主に帰属する当期純利益		20,204


連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	96,267	101,792	△2,293	225,770
当期変動額					
剰余金の配当			△5,007		△5,007
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,204		20,204
自己株式の取得				△1,478	△1,478
自己株式の処分		△29		147	117
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		386			386
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	357	15,196	△1,331	14,222
当期末残高	30,003	96,624	116,989	△3,624	239,992

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,823	△355	△3,767	1,301	2,002	131	1,275	229,178
当期変動額								
剰余金の配当								△5,007
親会社株主に帰属する 当期純利益								20,204
自己株式の取得								△1,478
自己株式の処分								117
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△714	△327
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,475	26	694	1,741	4,936		24	4,961
当期変動額合計	2,475	26	694	1,741	4,936	—	△689	18,469
当期末残高	7,298	△329	△3,073	3,042	6,939	131	585	247,648

計算書類（単体）

貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	55,440	流動負債	22,198
現金及び預金	36,466	未払金	531
短期貸付金	100	賞与引当金	414
未収入金	4,505	未払法人税等	2,194
関係会社預け金	14,352	未払消費税等	17
その他	16	関係会社預り金	18,931
		その他	109
固定資産	169,791	固定負債	10,012
有形固定資産	70	長期借入金	10,000
機械装置	1	その他	12
工具、器具及び備品	55		
リース資産	14	負債合計	32,210
無形固定資産	15		
ソフトウェア	15		
投資その他の資産	169,705		
関係会社株式	168,762	純資産の部	
長期貸付金	650	株主資本	192,889
繰延税金資産	232	資本金	30,003
その他	60	資本剰余金	136,680
		資本準備金	7,503
		その他資本剰余金	129,177
		利益剰余金	29,830
		その他利益剰余金	29,830
		繰越利益剰余金	29,830
		自己株式	△3,624
		新株予約権	131
資産合計	225,231	純資産合計	193,021
		負債・純資産合計	225,231



損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収益		
関係会社受取配当金	10,501	
経営管理料	3,237	13,738
営業費用		
販売費及び一般管理費	3,666	3,666
営業利益		10,071
営業外収益		
受取利息	31	
受取手数料	129	
その他	20	181
営業外費用		
支払利息	30	
支払手数料	20	
その他	0	50
経常利益		10,202
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		10,202
法人税、住民税及び事業税	△63	
法人税等調整額	△16	△79
当期純利益		10,282

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	30,003	7,503	129,206	136,710	24,555	24,555	△2,293	188,975
当期変動額								
剰余金の配当					△5,007	△5,007		△5,007
当期純利益					10,282	10,282		10,282
自己株式の取得							△1,478	△1,478
自己株式の処分			△29	△29			147	117
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	△29	△29	5,275	5,275	△1,331	3,914
当期末残高	30,003	7,503	129,177	136,680	29,830	29,830	△3,624	192,889

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	131	189,106
当期変動額		
剰余金の配当		△5,007
当期純利益		10,282
自己株式の取得		△1,478
自己株式の処分		117
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)		
当期変動額合計	—	3,914
当期末残高	131	193,021



連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根本 剛 光 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三上 伸也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 勝成 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根本 剛 光 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三上 伸也 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 勝成 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 土 屋 昌 樹 ㊟

常勤監査役 松 崎 義 郎 ㊟

社外監査役 市 川 一 郎 ㊟

社外監査役 梅 林 啓 ㊟

以 上

(ご参考)

「中期経営計画2023」



当社グループでは2021年度より3年間を対象とする「中期経営計画2023」を策定いたしました。更なる成長と飛躍を目指し、グループ理念のもと、ビジョンの実現に向け本計画に取り組みまいります。

期間中に意識して
取り組む指針

「既成概念の打破」と「強みの再認識」による更なる成長・飛躍

- 統合後の経営基盤・収益基盤をより強固なものにするために、「事業戦略セグメント単位」へ組織を再編し、コスト競争力の強化ならびに商品・サービスの価値向上を図ります。
- 新たな市場ニーズや社会・環境価値への対応を進めることで、持続的な企業価値の向上を目指します。



業績目標

2023年度には経常利益300億円、ROIC6.8%を目指します。

(単位：億円)

	2020年度 実績	2021年度 計画	2023年度 計画	2020年度比較
				差異
経常利益	270	250	300	+30
ROIC	*6.3%	6.0%	6.8%	+0.5

ROIC=利払前税引後利益/(有利子負債+自己資本) ※特別利益のうち、受取保険金を除く



本計画骨子

重点取り組み方針	項目	基本戦略
経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ戦略の一体化 ● 制度統合 ● デジタル戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社単位から戦略単位への移行 ▶ 社内規程・制度の一本化 ▶ IT戦略・DX など
収益基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● コスト低減 ● 商品付加価値の向上 ● 規模拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産・物流体制の最適化 ▶ マーケティング・ブランド水準の向上 ▶ 食肉国内販売・調理加工食品 など
新規事業・市場への 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業領域の拡大 ● 生産地域・販売市場の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ノンミート・冷食・エキス事業推進 ▶ 海外事業強化・拠点間シナジー など
サステナビリティへの 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進体制の強化 ● 社会貢献活動、労働環境整備 ● 環境負荷軽減への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サステナビリティ委員会の設置 ▶ 地域社会への貢献・人材育成 ▶ CO₂・廃棄物の排出削減 など

二宮和也さんが「The GRAND アルトバイエルン」のイメージキャラクターに就任！

「煮るなり、焼くなり、好きにしちゃって！」

伊藤ハム株式会社では、「The GRAND アルトバイエルン」のイメージキャラクターとして、新たに二宮和也さんを起用し、広告、プロモーションを展開しています。

「The GRAND アルトバイエルン」は、皮の食感やジューシー感だけではなく、お肉を「72時間熟成」することにより肉本来の旨みを引き出し、「コク」「深み(余韻)」をお楽しみいただけるウインナーです。

新CMでは、煮ても、焼いても、どのように調理してもおいしい「The GRAND アルトバイエルン」の魅力、時にはシックに、時には明るく親しみやすく、多彩な表情を見せる二宮さんが、15秒間という限られた時間の中で表現しています。



調理例



GABドッグ



GAB丼

二宮さんへのインタビュー

イメージキャラクターのお話をいただいた時に、まず驚きました。というのも、The GRAND アルトバイエルンや、(吟生)生サラミのスライスをずっと食べているんですよ。特にThe GRAND アルトバイエルンはよくいただいていて、自分の生活の中で、ものすごく近いところにある商品なので、イメージキャラクターのお話をいただいた時には「うれしいな」というより先に、「あれ、誰かに(The GRAND アルトバイエルンを食べているところを)見られていたのかな」という思いでびっくりしました。

株式会社 明治の「TANPACTによる企業間連携」 商品第2弾を新発売

伊藤ハム米久ホールディングスは、株式会社明治が展開する「TANPACT」ブランドの「乳たんぱく質で日本を元気にする」という理念に賛同した企業として、「TANPACTによる企業間連携」に参画しています。

当社グループは、2020年11月に「TANPACT」ブランドより2品発売し、それに続く第2弾商品として、伊藤ハムからは「TANPACTソーセージ（プレーン・チーズ）」「TANPACTサラダチキン3連（プレーン・ハーブ）」「TANPACT包みピザ（クアトロチーズ&チキン・ラザニア風）」を、米久からは「TANPACTチーズヴルスト」「TANPACTそのまま食べる！（ソーセージ・スモーク&チーズソーセージ）」を新発売しました。



TANPACTソーセージ
（プレーン・チーズ）



TANPACTサラダチキン3連（プレーン・ハーブ）



TANPACT包みピザ
（クアトロチーズ&チキン・ラザニア風）



TANPACT
チーズヴルスト



TANPACTそのまま食べる！
（ソーセージ・スモーク&チーズソーセージ）

統合報告書2020を発行いたしました。

当社グループの財務情報及び非財務情報（ESG：環境・社会・ガバナンス）を取りまとめた統合報告書を2020年12月に発行いたしました。本報告書は、株主様・投資家様をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に、当社グループの強みや取り組みからどのように社会に対して、中長期的に価値を創造していくかについて、より一層ご理解いただくために作成しております。当社グループは、引き続き事業活動を通じて企業の社会的責任を果たし、持続的な成長を目指してまいります。



プロモーション戦略



「朝のフレッシュ®シリーズ」のキャンペーンを展開

「朝のフレッシュ®シリーズ」では、ご愛顧いただいているお客様へ、朝のフレッシュ「朝こそ元気な食卓キャンペーン」を実施いたしました。

本キャンペーンは、簡単なクイズに答えると、抽選で100組200名様に、新エリアがオープンし、ますます人気上昇中のユニバーサル・スタジオ・ジャパン スタジオ・パスをペアでプレゼントいたしました。

また、対象商品を購入し、ご応募いただくと、朝食シーンにとってもおしゃれな「ル・クルーゼ 食器セット」のほか、「明治ブルガリアヨーグルトギフト券セット」、「キユーピー商品詰め合わせセット」、「伊藤ハム商品モーニングセット」などをプレゼントいたしました。

注目度の高いプレゼントをご用意することで、お客様の興味、関心を醸成し、販売量拡大に貢献しております。



「御殿場高原®あらびきポーク」の新テレビCMを展開

2021年4月29日から、当社主力コンシューマ商品である「御殿場高原®あらびきポーク」の新テレビCMを展開しております。今回のテレビCMはフルアニメーションで、お子様が注目するインパクトのある内容となっております。放映エリアは、中京・静岡県の当社シェアの高いエリアで、新しい世代（小さいお子様を持つ家庭）へのブランド認知拡大とファン化を進めてまいります。

キャッチフレーズは「みんなのごちソーセージ」。地盤となるエリアの定番ウイナーとしての立ち位置を築き、長期的な売上拡大に貢献してまいります。



株主優待制度のご案内



株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、より多くの株主様に伊藤ハムと米久それぞれの商品をご賞味いただくため、株主優待制度を導入しております。

◆対象となる株主様

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された1,000株以上を保有する株主様を対象といたします。

◆優待内容

5,000円相当の当社グループ商品を贈呈いたします。

◆贈呈時期

6月中旬より順次お届けを予定しております。

◆受け取り辞退に伴う寄付の実施

社会貢献活動の一環として、優待品の受け取り辞退を申し出られた株主様につきましては、優待品の発送に代えて5,000円を日本赤十字社へ寄付させていただきます。



※写真はイメージですので、商品の内容は一部変更になる場合がございます。

株主メモ

上場市場	東京証券取引所市場第一部	郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
証券コード	2296	(電話照会先)	 0120-782-031
1単元の株式数	100株	公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	公告掲載URL	https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html
定時株主総会	毎年6月		
株主確定基準日	毎年3月31日		
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号		
特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号		

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考



